

匿名組合出資持分契約締結前交付書面
平成 30 年 6 月 29 日付 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

改定前 頁 記載内容	改定後 頁 記載内容
<p>1 ○ 本出資持分は、商法535条に基づき組成された本匿名組合に係る匿名組合員としての出資対象事業持分であり、金融商品取引法第2条第2項第5号に規定する有価証券に該当します。</p>	<p>1 ○ 本出資持分は、商法535条に基づき組成された本匿名組合契約に係る匿名組合員 <u>(本営業者との間で本匿名組合契約を締結した者(お客様を含みます。)をいいます。)</u> としての出資対象事業持分であり、金融商品取引法第2条第2項第5号に規定する有価証券に該当します。</p>
<p>2 営業者報酬、本出資持分譲渡に関わる費用および本事業に直接かかる費用： お客様は①本事業の遂行に対する報酬として営業者報酬を、②匿名組合員たる契約上の地位または本契約に基づく権利および義務を譲渡する場合に本出資持分譲渡に関わる費用を、また、③本事業に関連して発生して本匿名組合財産から支払われる費用を、それぞれ負担することになります。 ①営業者報酬は、計算期間(各暦月または本営業者が投資ポジション毎に定める一定期間)毎に受領する利息または遅延損害金の算出時の各投資ポジションにおける対象債権残高の2.0%(年率)に相当する金額を上限として支払われます。なお、営業者報酬は計算期間毎に<u>貸付先</u>から受領した利息または遅延損害金の内からのみ支払われるものであって、その他の本匿名組合財産から支払われることはありません。 また、②本出資持分譲渡に関わる費用および③本事業に関連して発生して本匿名組合財産から支払われる費用については、その時々状況に応じて算出されるものであるため、それぞれ具体的な金額や上限額、またはこれらの計算方法をあらかじめ具体的に記載することができません。 投資ポジション毎の目標利回りは、これらの手数料を控除した後のものとなります。 なお、本営業者は、上記手数料とは別に、対象債権に関して、融資事務手数料を本匿名組合財産からではなく対象債権の債務者から直接受領します。融資事務手数料は、対象債権の発生原因となる契約毎に設定されることから、具体的な金額や上限額、またはこれらの計算方法をあらかじめ具体的に記載することはできませんが、当該対象</p>	<p>2 営業者報酬、本出資持分譲渡に関わる費用および本事業に直接かかる費用： お客様は①本事業の遂行に対する報酬として営業者報酬を、②匿名組合員たる契約上の地位または本契約に基づく権利および義務を譲渡する場合に本出資持分譲渡に関わる費用を、また、③本事業に関連して発生して本匿名組合財産から支払われる費用を、それぞれ負担することになります。 ①営業者報酬は、計算期間(各暦月または本営業者が投資ポジション毎に定める一定期間)毎に受領する利息または遅延損害金の算出時の各投資ポジションにおける対象債権残高の2.0%(年率)に相当する金額を上限として支払われます。なお、営業者報酬は計算期間毎に<u>融資先</u>から受領した利息または遅延損害金の内からのみ支払われるものであって、その他の本匿名組合財産から支払われることはありません。 また、②本出資持分譲渡に関わる費用および③本事業に関連して発生して本匿名組合財産から支払われる費用については、その時々状況に応じて算出されるものであるため、それぞれ具体的な金額や上限額、またはこれらの計算方法をあらかじめ具体的に記載することができません。 投資ポジション毎の目標利回りは、これらの手数料を控除した後のものとなります。 なお、本営業者は、上記手数料とは別に、対象債権に関して、融資事務手数料を本匿名組合財産からではなく対象債権の債務者から直接受領します。融資事務手数料は、対象債権の発生原因となる契約毎に設定されることから、具体的な金額や上限額、またはこれらの計算方法をあらかじめ具体的に記載することはできませんが、当該対象</p>

改定前 頁 記載内容	改定後 頁 記載内容
<p>債権に係る融資事務手数料と営業者報酬の合計が当該対象債権についてお客様へ分配される匿名組合利益の合計額を上回ることのないように設定しています。</p> <p>出資の流れおよび各投資ポジションにかかるリスク</p> <p>本匿名組合契約に基づきお客様が出資の申込を行う際、お客様には、本営業者との合意により、出資の申込みを行う金額を示して、一以上の本匿名組合契約に関連する投資ポジションをご選択いただきます。また、お客様は本営業者との合意により、随時本匿名組合契約に関連する投資ポジションを追加することができます。</p> <p>「投資ポジション」とは、本営業者が複数の対象債権の全部または一部の組合せによって構成されることを予定してお客様に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、主要な対象債権の概要（資金使途、担保または保証の有無等をいいますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募る出資対象事業の一部をいいます。対象債権の債務者には、本営業者および当社は含まれませんが、本営業者および当社が所属する企業集団が、その内外に組成する者（特別目的事業体を含みます。）を含むものとします。お客様は、本匿名組合契約に基づく投資ポジションのうち、本営業者が当社を通じて募集するものについて、投資することが可能となります。</p> <p>各投資ポジションにかかるリスクは当該投資ポジションが有する対象債権によって異なります。対象債権の主要なリスクは、次に示す「各対象債権にかかるリスク」に記載のとおりです。</p> <p>4 ・ 当初お客様に説明したとおりの担保設定がされない場合のリスク： 特定の担保を設定することを予定した対象債権について、当該対象債権を主要債権として募集した投資ポジションにおいて当初お客様に説明した方法による担保を取得できない場合、当該担保の価値を上回ると合理的に考えられる異なる担保を取得できる場合を除いて、本営業者は対象債権を取得しないこととします。かかる場合、本営業者は、当該対象債権を主要対象債権とする投資ポジションについてお客様が出資した元本を、対象債権の取得を行わないこととした日の属する計算期間の翌月にお</p>	<p>債権に係る融資事務手数料と営業者報酬の合計が当該対象債権についてお客様へ分配される匿名組合利益の合計額を上回ることのないように設定しています。</p> <p>出資の流れおよび各投資ポジションにかかるリスク</p> <p>本匿名組合契約に基づきお客様が出資の申込を行う際、お客様には、本営業者との合意により、出資の申込みを行う金額を示して、一以上の本匿名組合契約に関連する投資ポジションをご選択いただきます。また、お客様は本営業者との合意により、随時本匿名組合契約に関連する投資ポジションを追加することができます。</p> <p>「投資ポジション」とは、本営業者が複数の対象債権の全部または一部の組合せによって構成されることを予定してお客様に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、主要な融資先に係る対象債権の概要（<u>英数字を組み合わせた融資先を特定する符号</u>、資金使途、担保または保証の有無等をいいますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募る出資対象事業の一部をいいます。対象債権の債務者には、本営業者および当社は含まれませんが、本営業者および当社が所属する企業集団が、その内外に組成する者（特別目的事業体を含みます。）を含むものとします。お客様は、本匿名組合契約に基づく投資ポジションのうち、本営業者が当社を通じて募集するものについて、投資することが可能となります。</p> <p>各投資ポジションにかかるリスクは当該投資ポジションが有する対象債権によって異なります。対象債権の主要なリスクは、次に示す「各対象債権にかかるリスク」に記載のとおりです。</p> <p>4 ・ 当初お客様に説明したとおりの担保設定がされない場合のリスク： 特定の担保を設定することを予定した対象債権について、当該対象債権を主要債権として募集した投資ポジションにおいて当初お客様に説明した方法による担保を取得できない場合、当該担保の価値を上回ると合理的に考えられる異なる担保を取得できる場合を除いて、本営業者は対象債権を取得しないこととします。係る場合、本営業者は、当該対象債権を主要な融資先に係る対象債権とする投資ポジションについてお客様が出資した元本を、対象債権の取得を行わないこととした日の属する計算期</p>

頁	改定前 記載内容	頁	改定後 記載内容
4	<p>ける当該投資ポジションの分配日までにお客様に返還いたします。その結果、本営業者が当該投資ポジションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象債権が取得されない場合のリスク： 債務者の都合により貸付の実行予定時期が遅れ、または対象債権を譲り受けることを予定していた債権者の都合により当該対象債権の譲受予定時期が遅れることで、本営業者の裁量により対象債権の取得を行わないこととする場合があります。また、債務者の都合により貸付の実行自体が行われないこととなり、または債権の譲受けを予定していた債権者の都合により債権の譲受け自体が行われないこととなる場合があります。これらの場合、当該対象債権を主要対象債権とする投資ポジションについてお客様が出資した元本を、対象債権の取得を行わないこととなった日、貸付の実行自体が行われないこととなった日または債権の譲受け自体が行われないこととなった日のいずれかの日の属する計算期間の翌月における当該投資ポジションの分配日までにお客様に返還いたします。その結果、本営業者が当該投資ポジションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあります。 	<p>間の翌月における当該投資ポジションの分配日までにお客様に返還いたします。その結果、本営業者が当該投資ポジションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象債権が取得されない場合等のリスク： 債務者の都合により貸付の実行予定時期が遅れ、または対象債権を譲り受けることを予定していた者の都合により当該対象債権の譲受予定時期が遅れることで、本営業者の裁量により対象債権の取得を行わないこととする場合があります。また、債務者の都合により貸付の実行自体が行われないこととなり、または債権の譲受けを予定していた者の都合により債権の譲受け自体が行われないこととなる場合があります。これらの場合、当該対象債権を主要な融資先に係る対象債権とする投資ポジションについてお客様が出資した元本を、対象債権の取得を行わないこととなった日、貸付の実行自体が行われないこととなった日または債権の譲受け自体が行われないこととなった日のいずれかの日の属する計算期間の翌月における当該投資ポジションの分配日までにお客様に返還いたします。その結果、本営業者が当該投資ポジションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあります。 	
5	<p>選択した投資ポジションの運用(主要な対象債権およびこれ以外の対象債権の取得)について</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に<u>出資した出資金は、本営業者による対象債権の取得(本営業者による貸付、本営業者が他の投資ポジションにおいて運用している対象債権の取得または第三者の保有する貸付債権の譲受をいいます。)</u>による投資に利用されることとなります。この場合、本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、当該投資ポジションに関してお客様を含む匿名組合員から出資を受けた出資金の二分の一を超える額をもって、本営業者が当該投資ポジションにおいて主要な貸付先としてあらかじめお客様に説明した者への対象債権(以下では「主要な対象債権」といいます。)を取得します。また、本営業者は、主要対象債権の全部が債務者、保証人または担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、もしくは他の投資ポジションによって取得される日 	<p>選択した投資ポジションの運用(主要な融資先に係る対象債権およびこれ以外の対象債権の取得)について</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様が本匿名組合契約に基づき<u>選択した投資ポジションについて本営業者に</u>出資した出資金は、本営業者による対象債権の取得(本営業者による貸付、本営業者が他の投資ポジションにおいて運用している対象債権の取得または第三者の保有する貸付債権の譲受をいいます。)による投資に利用されることとなります。この場合、本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、当該投資ポジションに関して匿名組合員から出資を受けた出資金の二分の一を超える額をもって、本営業者が当該投資ポジションにおいて主要な融資先としてあらかじめお客様に説明した者への対象債権(以下では「主要な融資先に係る対象債権」といいます。)を取得します。また、本営業者は、主要な融資先に係る対象債権の全部が債務者、保証人または担保提供者から弁済され、 	

改定前 頁 記載内容	改定後 頁 記載内容																
<p>または当該投資ポジションの運用期限が到来する日のいずれか早い日まで、主要対象債権を保有することで当該投資ポジションの運用を継続するよう努めます。ただし、当該投資ポジションの運用期限が到来する日において主要対象債権に係る債務者、保証人または担保提供者から返済期日までの主要対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。</p> <p>5 ・ 本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションに関してお客様を含む匿名組合員がその成立時に本営業者に出資した出資金の二分の一に満たない額について、主要対象債権以外の対象債権を取得し、また、主要対象債権以外の対象債権を第三者に譲渡し、もしくは他の投資ポジションに取得させることに用いることができるものとし、その後も同様とします。<u>この場合のリスクについては、上記「各対象債権にかかるリスク」をご覧ください。</u></p>	<p>第三者に譲渡され、もしくは他の投資ポジションによって取得される日または当該投資ポジションの運用期限が到来する日のいずれか早い日まで、主要な融資先に係る対象債権を保有することで当該投資ポジションの運用を継続するよう努めます。ただし、当該投資ポジションの運用期間の最終日において主要な融資先に係る対象債権に係る債務者、保証人または担保提供者から返済期日までの主要な融資先に係る対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。</p> <p>5 ・ 本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションに関して匿名組合員がその成立時に本営業者に出資した出資金の二分の一に満たない額について、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を取得し、また、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を第三者に譲渡し、もしくは他の投資ポジションに取得させることに用いることができるものとし、その後も同様とします。<u>(以降削除)</u></p>																
<p>6 本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (省 略) ・ (省 略) ・ 本匿名組合契約における出資の対象となる営業は、本事業です。本事業とは、本営業者が対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、これらの対象債権の売却による収入ならびにその他これらの対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。本営業者が本事業に関連して受け取る対象債権の元本返済金、支払利息および遅延損害金収入、対象債権の売却に取る収入ならびにその他対象債権から生じる収益が、お客様に対する出資金の返還および分配金の原資となります。 	<p>6 本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (現行どおり) ・ (現行どおり) ・ 本匿名組合契約における出資の対象となる営業(「本事業」といいます。)は、本営業者が対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、これらの対象債権の売却による収入ならびにその他これらの対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業です。本営業者が本事業に関連して受け取る対象債権の元本返済金、支払利息および遅延損害金収入、対象債権の売却に取る収入ならびにその他対象債権から生じる収益が、お客様に対する出資金の返還および分配金の原資となります。 																
<p>7 本営業者の概要 (2017年8月15日現在)</p> <table border="1" data-bbox="204 1823 778 2051"> <tr> <td>商号等</td> <td>クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>〒106-0032 東京都港区六本木七丁目4番4号</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>40,000,000円</td> </tr> <tr> <td>主な事業</td> <td>貸金業：東京都知事 (1) 第31567号</td> </tr> </table>	商号等	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	本店所在地	〒106-0032 東京都港区六本木七丁目4番4号	資本金	40,000,000円	主な事業	貸金業：東京都知事 (1) 第31567号	<p>8 本営業者の概要 (2018年6月25日現在)</p> <table border="1" data-bbox="865 1823 1439 2051"> <tr> <td>商号等</td> <td>クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>〒106-0032 東京都港区六本木七丁目4番4号</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>40,000,000円</td> </tr> <tr> <td>主な事業</td> <td>貸金業：東京都知事 (2) 第31567号</td> </tr> </table>	商号等	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	本店所在地	〒106-0032 東京都港区六本木七丁目4番4号	資本金	40,000,000円	主な事業	貸金業：東京都知事 (2) 第31567号
商号等	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社																
本店所在地	〒106-0032 東京都港区六本木七丁目4番4号																
資本金	40,000,000円																
主な事業	貸金業：東京都知事 (1) 第31567号																
商号等	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社																
本店所在地	〒106-0032 東京都港区六本木七丁目4番4号																
資本金	40,000,000円																
主な事業	貸金業：東京都知事 (2) 第31567号																

頁	改定前 記載内容	改定後 記載内容								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 315 320 405"></td> <td data-bbox="320 315 786 405">匿名組合その他の集団投資スキームの財産運用・管理等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="204 405 786 454">(省 略)</td> </tr> </table>		匿名組合その他の集団投資スキームの財産運用・管理等	(省 略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="809 315 925 405"></td> <td data-bbox="925 315 1444 405">匿名組合その他の集団投資スキームの財産運用・管理等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="809 405 1444 454">(現行どおり)</td> </tr> </table>		匿名組合その他の集団投資スキームの財産運用・管理等	(現行どおり)	
	匿名組合その他の集団投資スキームの財産運用・管理等									
(省 略)										
	匿名組合その他の集団投資スキームの財産運用・管理等									
(現行どおり)										
8	<p>日本クラウド証券株式会社の概要 (2017年8月15日現在) (省 略)</p>	<p>日本クラウド証券株式会社の概要 (2018年6月25日現在) (現行どおり)</p>								
8	<p>当社が行う金融商品取引業の内容および方法</p> <p>当社は、当社のウェブサイト等において、主に本営業者を営業者として行う貸付事業への匿名組合出資の募集を、各投資ポジションの募集期間において、金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業として行います。</p> <p>この場合、お客様は、クラウドバンク利用規約およびクラウドバンク匿名組約款にご同意いただき、当社にクラウドファンディング口座を開設することで、匿名組合出資の申込を行うことができます。本匿名組合に関するお取引にあたっては、出資金の払込み、分配金・償還金の支払その他本匿名組合に関する取引につき発生する金銭の授受等のすべてをクラウドファンディング口座により処理します。</p> <p>また、当社は、<u>主に当社を取扱会員とするグリーンシート銘柄株式の売買の取扱い</u>を、金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業として行います。</p>	<p>当社が行う金融商品取引業の内容および方法</p> <p>当社は、当社のウェブサイト等において、主に本営業者を営業者として行う貸付事業への匿名組合出資の募集の取扱いを、各投資ポジションの募集期間において、金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業として行います。</p> <p>この場合、お客様は、クラウドバンク利用規約およびクラウドバンク匿名組約款にご同意いただき、当社にクラウドファンディング口座を開設することで、匿名組合出資の申込を行うことができます。本匿名組合に関するお取引にあたっては、出資金の払込み、分配金・償還金の支払その他本匿名組合に関する取引につき発生する金銭の授受等のすべてをクラウドファンディング口座により処理します。</p> <p>また、当社は、<u>有価証券等管理業務</u>を、金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業として行います。</p>								
9	<p>4. 出資または拠出をする金銭の払込みに関する事項</p> <p>お客様には、お客様毎に個別に当社へ開設されたクラウドファンディング口座に預託いただくこととなります。</p>	<p>4. 出資または拠出をする金銭の払込みに関する事項</p> <p>お客様には、お客様毎に個別に当社へ開設されたクラウドファンディング口座に預託いただいた<u>金銭から本匿名組合契約に基づき出資をする金銭の払込みを行っていただく</u>こととなります。</p>								
9	<p>5. 出資対象事業持分の契約期間</p> <p>本匿名組合契約に基づく匿名組合の存続期間は、特に定められておりません。投資ポジションの存続期間は、選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、本事業のために本営業者により取得される財産を構成する<u>主要対象債権</u>が残存する場合には、本営業者の裁量により、これが完済されまたは処分される日まで当該投資ポジションの存続期間を延長することができるものとします。</p>	<p>5. 出資対象事業持分の契約期間</p> <p>本匿名組合契約に基づく匿名組合の存続期間は、特に定められておりません。投資ポジションの存続期間は、選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、本事業のために本営業者により取得される財産を構成する<u>主要な融資先に係る対象債権</u>が残存する場合には、本営業者の裁量により、これが完済されまたは処分される日まで当該投資ポジションの存続期間を延長することができるものとします。</p>								
9	<p>6. 出資対象事業にかかる解約に関する事項</p>	<p>6. 出資対象事業にかかる解約に関する事項</p>								

改定前		改定後							
頁	記載内容	頁	記載内容						
	(1) (省 略) ①～③ (省 略) ④ お客様または本営業者が手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ⑤～⑧ (省 略)		(1) (現行どおり) ①～③ 現行どおり ④ お客様または本営業者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ⑤～⑧ (現行どおり)						
11	7. 出資対象事業に係る手数料等の徴収方法および租税に関する事項 (1) 本営業者は、営業者報酬については毎月、出資金の返還、利益の分配等に要する銀行振込手数料についてはその都度、本事業の財産を取り崩すことによって取得させていただきます。	11	7. 出資対象事業に係る手数料等の徴収方法および租税に関する事項 (1) 本営業者は、営業者報酬については計算期間（各暦月または本営業者が投資ポジション毎に定める一定期間）毎に受領する利息または遅延損害金の算出時の各投資ポジションにおける対象債権残高の2.0%（年率）に相当する金額を上限として、計算期間毎に融資先から受領した利息または遅延損害金の内からのみ取得させていただき、その他の本匿名組合財産を取り崩して支払われることはありません。また、出資金の返還、利益の分配等に要する銀行振込手数料については、本営業者がその固有の財産から支払っており、本事業の財産を取り崩すことはありません。						
	(2) (省 略)		(2) (現行どおり)						
12	出資対象事業の経理に関する事項 2. 出資対象事業持分の総額 平成29年3月31日現在の出資対象事業持分の総額は34億8781万円となっております。	12	出資対象事業の経理に関する事項 2. 出資対象事業持分の総額 平成30年3月31日現在の出資対象事業持分の総額は78億1926万円となっております。						
12	5. 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額および純損益額（平成29年3月31日現在） 総資産額 3,487百万円 純資産額 0円 営業損益額 156百万円 経常損益額 156百万円 純損益額 0円	12	5. 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額および純損益額（平成30年3月31日現在） 総資産額 7,870百万円 純資産額 0円 営業損益額 332百万円 経常損益額 332百万円 純損益額 0円						
	8.出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業である場合にあっては、当該資産に関する事項 (1) 資産の種類ごとの数量および金額 ・資産の種類：貸付債権 ・資産の金額：3,052百万円（平成29年3月31日現在）		8.出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業である場合にあっては、当該資産に関する事項 (1) 資産の種類ごとの数量および金額						
	(2)・(3) (省 略)		(2)・(3) (現行どおり)						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>資産の金額（平成30年3月31日現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現預金</td> <td>2,232百万円</td> </tr> <tr> <td>貸付債権</td> <td>5,637百万円</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	資産の金額（平成30年3月31日現在）	現預金	2,232百万円	貸付債権	5,637百万円
資産の種類	資産の金額（平成30年3月31日現在）								
現預金	2,232百万円								
貸付債権	5,637百万円								

頁	改定前 記載内容	改定後 記載内容																				
13	事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る事項	事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る事項																				
	1. 分別管理の方法に関する事項	1. 分別管理の方法に関する事項																				
	① 対象債権の取得前の資金の分別管理方法	① 対象債権の取得前の資金の分別管理方法																				
	<table border="1"> <tr> <td>分別管理の方法の区分</td> <td>銀行預金</td> </tr> <tr> <td>預託先の商号・名称</td> <td>みずほ銀行</td> </tr> <tr> <td>預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地</td> <td>渋谷中央支店</td> </tr> <tr> <td>預託の名義</td> <td>クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク投資口</td> </tr> <tr> <td>預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項</td> <td>預金の種別：普通預金 口座番号：1650433</td> </tr> </table>	分別管理の方法の区分	銀行預金	預託先の商号・名称	みずほ銀行	預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地	渋谷中央支店	預託の名義	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク投資口	預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項	預金の種別：普通預金 口座番号：1650433	<table border="1"> <tr> <td>分別管理の方法の区分</td> <td>銀行預金</td> </tr> <tr> <td>預託先の商号・名称</td> <td>株式会社みずほ銀行</td> </tr> <tr> <td>預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地</td> <td>渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23-3</td> </tr> <tr> <td>預託の名義</td> <td>預託名義1) クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク融資口 預託名義2) CROWD BANK FINANCIAL SERVICE,INC. YUUSIGUCHI</td> </tr> <tr> <td>預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項</td> <td>預託名義1) 預託の種別：普通預金 座番号：1650433 預託名義2) 預託の種別：普通預金 口座番号：9141258</td> </tr> </table>	分別管理の方法の区分	銀行預金	預託先の商号・名称	株式会社みずほ銀行	預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地	渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23-3	預託の名義	預託名義1) クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク融資口 預託名義2) CROWD BANK FINANCIAL SERVICE,INC. YUUSIGUCHI	預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項	預託名義1) 預託の種別：普通預金 座番号：1650433 預託名義2) 預託の種別：普通預金 口座番号：9141258
分別管理の方法の区分	銀行預金																					
預託先の商号・名称	みずほ銀行																					
預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地	渋谷中央支店																					
預託の名義	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク投資口																					
預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項	預金の種別：普通預金 口座番号：1650433																					
分別管理の方法の区分	銀行預金																					
預託先の商号・名称	株式会社みずほ銀行																					
預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地	渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23-3																					
預託の名義	預託名義1) クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク融資口 預託名義2) CROWD BANK FINANCIAL SERVICE,INC. YUUSIGUCHI																					
預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項	預託名義1) 預託の種別：普通預金 座番号：1650433 預託名義2) 預託の種別：普通預金 口座番号：9141258																					
	②お客様への返還及び分配前の資金の分別管理方法	②お客様への返還及び分配前の資金の分別管理方法																				
	<table border="1"> <tr> <td>分別管理の方法の区分</td> <td>銀行預金</td> </tr> <tr> <td>預託先の商号・名称</td> <td>みずほ銀行</td> </tr> <tr> <td>預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地</td> <td>渋谷中央支店</td> </tr> <tr> <td>預託の名義</td> <td>クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク投資口</td> </tr> <tr> <td>預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項</td> <td>預金の種別：普通預金 口座番号：1650441</td> </tr> </table>	分別管理の方法の区分	銀行預金	預託先の商号・名称	みずほ銀行	預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地	渋谷中央支店	預託の名義	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク投資口	預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項	預金の種別：普通預金 口座番号：1650441	<table border="1"> <tr> <td>分別管理の方法の区分</td> <td>銀行預金</td> </tr> <tr> <td>預託先の商号・名称</td> <td>株式会社みずほ銀行</td> </tr> <tr> <td>預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地</td> <td>渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23-3</td> </tr> <tr> <td>預託の名義</td> <td>預託名義1) クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク投資口 預託名義2) CROWD BANK FINANCIAL SERVICE,INC. TOUSHIGUCHI</td> </tr> <tr> <td>預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項</td> <td>預託名義1) 預託の種別：普通預金 座番号：1650441 預託名義2) 預託の種別：普通預金 口座番号：9141231</td> </tr> </table>	分別管理の方法の区分	銀行預金	預託先の商号・名称	株式会社みずほ銀行	預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地	渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23-3	預託の名義	預託名義1) クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク投資口 預託名義2) CROWD BANK FINANCIAL SERVICE,INC. TOUSHIGUCHI	預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項	預託名義1) 預託の種別：普通預金 座番号：1650441 預託名義2) 預託の種別：普通預金 口座番号：9141231
分別管理の方法の区分	銀行預金																					
預託先の商号・名称	みずほ銀行																					
預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地	渋谷中央支店																					
預託の名義	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク投資口																					
預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項	預金の種別：普通預金 口座番号：1650441																					
分別管理の方法の区分	銀行預金																					
預託先の商号・名称	株式会社みずほ銀行																					
預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地	渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23-3																					
預託の名義	預託名義1) クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 クラウドバンク投資口 預託名義2) CROWD BANK FINANCIAL SERVICE,INC. TOUSHIGUCHI																					
預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項	預託名義1) 預託の種別：普通預金 座番号：1650441 預託名義2) 預託の種別：普通預金 口座番号：9141231																					

頁	改定前 記載内容	改定後 記載内容
13	<p>2. 分別官営の実施状況及び当社が実施状況の確認を行った方法</p> <p>お客様が特定の投資ポジションについて出資の申し込みを行った資金は、当該投資ポジション毎に設定された募集期日又は本匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日を払込期日として本営業者に支払われます。本営業者は、当該払込期日から対象債権の取得までの間、上記1.①の方法で分別管理を実施しております。</p> <p>本営業者は、対象債権から生じた分配金はお客様への分配までの間、上記1.②の方法で分別管理を実施しております。また、返済を受けた元本相当額は、お客様への返還までの間、上記1.②の方法で分別管理を実施しております。ただし、本営業者が裁量により、当該投資ポジションにおいて、返済を受けた元本相当額をもって主要対象債権以外の債権を取得することを選択した場合、当該主要対象債権以外の債権の取得までの間、上記1.①の方法で分別管理を実施いたします。</p> <p>なお、当社では、当社の経理担当者が日次で預金口座の入出金状況を確認するなどして、分別管理の実施状況を確認しております。</p>	<p>2. 分別官営の実施状況及び当社が実施状況の確認を行った方法</p> <p>お客様が特定の投資ポジションについて出資の申し込みを行った資金は、当該投資ポジション毎に設定された募集期日又は匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日を払込期日として本営業者に支払われます。本営業者は、当該払込期日から対象債権の取得までの間、上記1.①の方法で分別管理を実施しております。</p> <p>本営業者は、対象債権から生じた分配金はお客様への分配までの間、上記1.②の方法で分別管理を実施しております。また、返済を受けた元本相当額は、お客様への返還までの間、上記1.②の方法で分別管理を実施しております。ただし、本営業者が裁量により、当該投資ポジションにおいて、返済を受けた元本相当額をもって<u>主要な融資先に係る対象債権以外の債権</u>を取得することを選択した場合、当該<u>主要な融資先に係る対象債権以外の債権</u>の取得までの間、上記1.①の方法で分別管理を実施いたします。</p> <p>なお、当社では、当社の経理担当者が日次で預金口座の入出金状況を確認するなどして、分別管理の実施状況を確認しております。</p>
13	<p>4. 出資対象事業に係る資金の流れに関する事項</p> <p>(1) 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた金銭の用途の具体的な内容及び当該金銭の配分に係る方針</p> <p>お客様から出資を受けた金銭は、対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、対象債権の売却、他の投資ポジションによる取得に基づく収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的として、当該対象債権を取得するために用いられます。</p> <p>本営業者は、出資を受けた金銭の全額を対象債権の取得に用いるよう努めます。</p> <p>本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、当該投資ポジションに関してお客様を含む匿名組合員から出資を受けた出資金の二分の一を超える額をもって主要対象債権を取得します。</p> <p>また、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションに関してお客様を含む匿名組合員がその成立時に本営業者に投資した出資金の二分</p>	<p>4. 出資対象事業に係る資金の流れに関する事項</p> <p>(1) 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた金銭の用途の具体的な内容及び当該金銭の配分に係る方針</p> <p>お客様から出資を受けた金銭は、対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、対象債権の売却、他の投資ポジションによる取得に基づく収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的として、当該対象債権を取得するために用いられます。</p> <p>本営業者は、出資を受けた金銭の全額を対象債権の取得に用いるよう努めます。</p> <p>本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、当該投資ポジションに関して匿名組合員から出資を受けた出資金の二分の一を超える額をもって<u>主要な融資先に係る対象債権</u>を取得します。</p> <p>また、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションに関して匿名組合員がその成立時に本営業者に投資した出資金の二分の一に満た</p>

改定前		改定後									
頁	記載内容	頁	記載内容								
14	<p>の—に満たない額について、主要対象債権以外の対象債権を取得することができるものとします。</p> <p>(2) 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた金銭の送金等または管理もしくは保管を行う者の商号又は名称及び役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>商号</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社</td> <td> <p>本営業者として、上記1.①の銀行口座から、対象債権の取得のため、<u>貸付先</u>への貸付けとして、または第三者から債権を譲り受ける対価の支払いとして送金します。</p> <p>また、対象債権の債務者から元本の返済または利息もしくは遅延損害金の支払いとして受領した金銭を上記1.②の口座からお客様のクラウドファンディング口座に償還または分配のため送金します。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた金銭に係る外部監査の有無等 該当事項はありません。</p> <p>[別表1] (省 略)</p>	商号	役割	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	<p>本営業者として、上記1.①の銀行口座から、対象債権の取得のため、<u>貸付先</u>への貸付けとして、または第三者から債権を譲り受ける対価の支払いとして送金します。</p> <p>また、対象債権の債務者から元本の返済または利息もしくは遅延損害金の支払いとして受領した金銭を上記1.②の口座からお客様のクラウドファンディング口座に償還または分配のため送金します。</p>		<p>ない額について、<u>主要な融資先</u>に係る対象債権以外の対象債権を取得することができるものとします。</p> <p>(2) 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた金銭の送金等または管理もしくは保管を行う者の商号又は名称及び役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>商号</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社</td> <td> <p>本営業者として、上記1.①の銀行口座から、対象債権の取得のため、<u>融資先</u>への貸付けとして、または第三者から債権を譲り受ける対価の支払いとして送金します。</p> <p>また、対象債権の債務者から元本の返済または利息もしくは遅延損害金の支払いとして受領した金銭を上記1.②の口座からお客様のクラウドファンディング口座に償還または分配のため送金します。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた金銭に係る外部監査の有無等 該当事項はありません。</p> <p>[別表1] (省 略)</p>	商号	役割	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	<p>本営業者として、上記1.①の銀行口座から、対象債権の取得のため、<u>融資先</u>への貸付けとして、または第三者から債権を譲り受ける対価の支払いとして送金します。</p> <p>また、対象債権の債務者から元本の返済または利息もしくは遅延損害金の支払いとして受領した金銭を上記1.②の口座からお客様のクラウドファンディング口座に償還または分配のため送金します。</p>
商号	役割										
クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	<p>本営業者として、上記1.①の銀行口座から、対象債権の取得のため、<u>貸付先</u>への貸付けとして、または第三者から債権を譲り受ける対価の支払いとして送金します。</p> <p>また、対象債権の債務者から元本の返済または利息もしくは遅延損害金の支払いとして受領した金銭を上記1.②の口座からお客様のクラウドファンディング口座に償還または分配のため送金します。</p>										
商号	役割										
クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	<p>本営業者として、上記1.①の銀行口座から、対象債権の取得のため、<u>融資先</u>への貸付けとして、または第三者から債権を譲り受ける対価の支払いとして送金します。</p> <p>また、対象債権の債務者から元本の返済または利息もしくは遅延損害金の支払いとして受領した金銭を上記1.②の口座からお客様のクラウドファンディング口座に償還または分配のため送金します。</p>										

以上